た者（第九条第十六項の規定により当該認定を取り消された者を除く。以下同じ。）」と、前項中「第一種贈与認定個人事業者であった者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者であった者」と読み替えるものとする。

12～15　［略］

第十三条の二　［略］

（都道府県知事の認定の特例等）

第十三条の三　［略］

2～14　［略］

15　前条の規定並びにこの条及び次条の規定は、租税特別措置法第七十条の六の八第六項の承認を受けた第一種贈与認定個人事業者であった者若しくは第二種贈与認定個人事業者であった者に係る特例受贈事業用資産とみなされた株式等に係る会社又は同法第七十条の六の十第六項の承認を受けた第一種相続認定個人事業者であった者（第九条第十五項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）若しくは第二種相続認定個人事業者であった者（第九条第十七項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）に係る同法第七十条の六の十第六項の特例事業用資産とみなされた株式等に係る会社が、前条第一項各号に掲げる事由に該当することとなった場合について準用する。

第十三条の四～第十八条　［略］

（合併等があった場合の確認の承継）

第十八条の二　第十七条第一項第一号の確認を受けた中小企業者が、合併により消滅をした場合又は株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には、当該確認は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該吸収合併存続会社等又は当

12～15　［略］

第十三条の二　［略］

（都道府県知事の認定の特例等）

第十三条の三　［略］

2～14　［略］

［新設］

第十三条の四～第十八条　［略］

［新設］

該株式交換完全親会社等が当該確認を受けた中小企業者であるものとみなす。

一　第十七条第一項第一号の確認を受けた中小企業者の特例代表者が当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の特例代表者であること。

二　当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等が中小企業者であること。

三　当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等に、特例後継者がいること。

四　特例代表者が有する当該吸収合併存続会社等又は当該株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

五　当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の特例後継者が当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

2　前項の吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等又は株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同項に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等は、様式第二十四の四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　吸収合併契約書若しくは新設合併契約書の写し又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

二　当該合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等の登記事項証明書

三　前二号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類